

---

## 2 生活排水処理基本計画

---

## 1 生活排水処理の基本方針

福岡市の下水道普及率は2020年度（令和2年度）末で99.7%と100%近くに達しているため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については、毎年度策定する実施計画にて定めることとし、本計画では生活排水処理の基本的な事項を定めます。

## 2 生活排水処理基本計画

### (1) し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理

・くみ取りを要するし尿については、福岡市が収集運搬及び処分を行い、浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬し、市が処分します。

#### ① 収集運搬計画

収集は下記のとおり行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は「(4)し尿処理施設の概要」に掲げる施設に運搬します。

| 区分    | 収集区域 | 収集回数     | 収集方法                   |
|-------|------|----------|------------------------|
| し尿    | 市の区域 | 原則として月1回 | 市民の申込みにより市（委託）が戸別収集する。 |
| 浄化槽汚泥 | 市の区域 | 随時       | 浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。 |

#### ② 中間処理及び最終処分計画

し尿処理施設に運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後、希釈し、公共下水道に放流します。脱水汚泥は清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを回収します。

### (2) し尿（くみ取りを要するもの）及び生活排水の処理

・下水道処理（集落排水設備処理等を含む）を基本とし、引き続き、下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理については、生活排水からの汚濁物質の除去、浄化槽の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図ります。

### (3) 市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ

・市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れについては、原則として互恵関係のある近隣の市町からとします。ただし、災害時などにおいては、「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」に基づき、市外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れます。

### (4) し尿処理施設の概要

| 施設名          | 所在地                | 処理方式                | 資源化方式 | 計画日量   |
|--------------|--------------------|---------------------|-------|--------|
| 中部汚泥再生処理センター | 福岡市中央区 那の津二丁目11番3号 | 固液分離処理方式<br>(下水道放流) | 助燃材   | 65kL/日 |